

成長分野等人材育成支援事業（震災特例）を拡充 さらに利用しやすくなりました

- 「成長分野等人材育成支援事業（震災特例）」とは、東日本大震災による被災者を雇用した中小企業事業主がその労働者に職業訓練を行う場合、事業主の**事業分野を問わず**、助成対象の訓練に、基本となるOff-JTに加え、Off-JTとOJTとの**組み合わせ**も含めて、訓練費を助成する奨励金制度です。

* Off-JT：通常の業務を離れて行う職業訓練、OJT：労働者に仕事をさせながら行う職業訓練

- 今回、この震災特例をさらに活用していただくため、**Off-JTのみを実施する場合の要件緩和**など、制度の拡充を行い、平成24年5月2日から適用します。

制度拡充の主な内容

Off-JTのみを実施する場合は、次のようになります

- ① **これまで助成対象とならなかった平成23年5月2日以降に新規に雇い入れた労働者**についても、新たに助成の対象とします。

- ② **訓練コース※1数の制限を廃止**します。

これまでは助成対象を3コースまでとしていましたが、この制限を廃止し、実施するコース数にかかわらず、1コース当たり**20万円※2**を上限に、事業主が負担したOff-JTの訓練費用を助成します。

※1 訓練コースとは、訓練目標ごとの講習・実習カリキュラムのことです。奨励金の支給を受けるには、あらかじめ1つ以上のコースから成る職業訓練計画を作成し、労働局またはハローワークに提出していただく必要があります。

※2 大学院をOff-JTで利用した場合には、50万円を上限とします。

- ③ **被災者雇用開発助成金※3との併給が可能**になります。

※3 東日本大震災による被災離職者および被災地域に居住する求職者を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して支給する助成金

支給額

- **事業主が負担したOff-JTの訓練費用を助成**します。
(1コース当たりの上限は**20万円**(※) **コース数の制限なし**)

※ 大学院をOff-JTで利用した場合には、50万円を上限とします。

支給対象となる職業訓練については、2ページをご覧ください



職業訓練コース・職業訓練計画

職業訓練コースとは、訓練目標ごとの講習・実習カリキュラムのことです。助成金の支給を受けるには、あらかじめ1つ以上のコースから成る職業訓練計画を作成していただきます。職業訓練計画は、Off-JTだけでなくOJTを含めることができ、以下の要件を満たすことが必要です。

1. 対象労働者ごとに作成した訓練計画であること（※）
2. 新たに配属した職種・部門の業務に関する訓練であること
3. 1コースの訓練時間が**10時間以上**であること
4. **職業訓練計画の実施期間が、1年以内であり、遅くとも平成24年度末までに受給資格認定申請を行い（3ページ参照）、その日から6カ月以内に訓練を開始するものであること**

※ 複数の対象労働者に同一の職業訓練を実施する場合は職業訓練計画を一つにまとめて作成することも可能です。

支給対象となる訓練コース

◆対象労働者を新たに配属した職種・部門の業務に関する訓練であれば広く支給対象コースとなります。**対象外**となるものの具体例は以下のとおりです。

【支給対象外となるもの】

- ① 趣味教養を身に付けることを目的とするもの
(例：日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室)
- ② 職業または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの（※）
(例：接遇・マナー講習など社会人としての基礎的なスキルを習得するための講習)
- ③ 実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの
(例：時局講演会、研究会、大会、学会、研究発表会、博覧会、見本市、見学会)

※ 対象労働者が新規学卒者の場合は、②の訓練は支給対象となります。

支給対象となる訓練経費

● 事業所内訓練

- ① 外部講師（社外の者に限る）の謝金・手当
(所得税控除前の金額。旅費・車代・食費・宿泊費などは対象外)
- ② 施設・設備の借上料
(教室、実習室、マイク、ビデオなど、訓練で使用する備品の借料で、支給対象コースのみに使用したことが確認できるもの)
- ③ 学科または実技の訓練を行う場合に必要教科書などの購入または作成費
(支給対象コースのみで使用するもの)

● 事業所外訓練

受講に際して必要となる入学料、受講料、教科書代など
(独立行政法人雇用・能力開発機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料および都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定訓練の受講料は支給対象外)

支給対象となる事業主の要件

この制度では、**1. 職業訓練計画を作成して認定を受けるとき、2. 職業訓練計画に基づいて訓練を実施した後に、支給申請するとき、**の計2回、都道府県労働局またはハローワークで以下の要件を確認します。

1 職業訓練計画の認定を受けるとき（受給資格認定申請）

(1) 次の①か②のいずれかに該当する人を雇用期間の定めのない労働者として雇い入れ、Off-JTを実施する中小企業事業主であること

① 震災により離職した人（以下のア～ウのいずれにも該当する人）

- ア 東日本大震災発生時に特定被災地域（※1）において就業していた人
- イ 震災後に離職し（※2）、その後安定した職業についたことのない人
- ウ 震災により離職を余儀なくされた人

※1 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち、災害救助法適用地域

※2 以前雇用していた労働者を再び雇用する場合は、平成23年3月11日以降平成24年5月1日までの間に離職した人に限ります

② 特定被災地域に居住し（※3）、震災後、安定した職業についたことのない人

※3 震災により特定被災地域外に住所または居所を変更している場合を含み、震災の発生後に特定被災地域に居住することとなった人を除く

(2) 一定の要件を満たした職業訓練計画（2ページ参照）を作成していること

◆そのほか、以下のことも確認します。

- ㊦ 雇用保険の適用事業主であること
（民間の事業者のほか、公益法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人なども含みます）
- ㊧ 職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任調書を提出していること
（選任していない場合は、受給資格認定申請の際に選任してください）

2 支給申請するとき

(1) 受給資格認定を受けた職業訓練計画に基づき、訓練を実施したこと

(2) 受給資格認定の申請日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請日までの間に、事業所で雇用する雇用保険被保険者を、事業主都合により解雇（※）していないこと

※ 天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能（事業の一時休止を含む。）となったことまたは労働者の責めに帰すべき理由による解雇は除きます。

◆そのほか、以下のことも確認します。

- ㊦ 支給申請の前々年度より前のいずれかの保険年度に、労働保険料を滞納していないこと
- ㊧ 受給資格認定の申請日から起算して3年前から支給申請日までの間に、他の奨励金などを不正受給していないこと。支給申請日から起算して3年前から支給申請日までの間に、労働関係法令の違反を行っていないこと
- ㊨ 対象労働者を雇い入れる事業所において、支給決定などに必要な書類を整備・保管していること

受給までの流れ

① 受給資格認定申請

職業訓練計画を作成し、必要書類とともに労働局またはハローワークに提出



職業訓練計画の審査には時間がかかりますので、**訓練開始1カ月前までに申請**してください。

② 認定

労働局またはハローワークは、職業訓練計画を認定（または不認定）し、事業主に通知



[認定の場合]

職業訓練の開始

③ 訓練実施

計画期間は**1年以内**。
平成24年度末までに①の認定申請を行い、その日から**6カ月以内**に訓練を開始してください。

職業訓練の終了



訓練計画期間終了後**2カ月以内**に必要な書類をそろえ、支給申請してください。
訓練計画期間内に実際の職業訓練が早く終了した場合は、実際の訓練終了後から支給申請をすることができます。

④ 支給申請

労働局またはハローワークに支給申請



⑤ 支給決定

中央職業能力開発協会から事業主に支給（または不支給）決定通知書を送付
支給決定額を振込（支給決定の場合）

1. 受給資格認定申請手続きに必要な書類

- ①成長分野等人材育成支援奨励金受給資格認定申請書(様式第1-2号)
- ②成長分野等人材育成支援奨励金職業訓練計画(訓練コース)(様式第2-3号)
- ③職業能力開発推進者選任調べ(写)
- ④雇用保険適用事業所設置届(写)
- ⑤中小企業事業主であることを確認する書類
(登記事項証明書、資本金および労働者数を記載した資料など)

以下の書類については、対象労働者をまだ雇い入れていない場合などで受給資格認定時に提出できない場合は、支給申請時に添付してください。

◆ 東日本大震災により被災した事業主が対象労働者を再雇用した場合

- ・労働条件等申立書(様式第8号)
- ・雇用契約書または雇入れ通知書(写)
- ・対象労働者が当該事業所において以前に雇用されていたことを確認できる書類
(雇用契約書、労働条件通知書、出勤簿、賃金台帳など。対象労働者が雇用保険被保険者として雇い入れられていた場合は不要)
- ・対象労働者一覧表(様式第19号)
(複数の対象労働者に同一の職業訓練を実施した場合で、認定申請書を一つにまとめて作成する場合に必要)

◆ 震災による離職者を雇い入れた場合

- ・労働条件等申立書(様式第8号)
- ・雇用契約書または雇入れ通知書(写)
- ・対象労働者が震災により離職を余儀なくされたものであることが確認できる疎明書(様式第15号)
(雇用保険未適用事業所の離職者である場合のみ)
- ・対象労働者からの疎明書(様式第16号)
(雇用されていた事業所が既に廃止されたことなどにより、様式第15号の添付が困難である場合のみ)
- ・対象労働者一覧表(様式第19号)
(複数の対象労働者に同一の職業訓練を実施した場合で、認定申請書を一つにまとめて作成する場合に必要)

◆ 特定被災地域に居住している人を雇い入れた場合

- ・労働条件等申立書(様式第8号)
- ・雇用契約書または雇入れ通知書(写)
- ・対象労働者の震災時の住所について確認できる書類

必要に応じて、その他の書類の提出または提示をしていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

2. 支給申請手続きに必要な書類

- ①成長分野等人材育成支援奨励金支給申請書(様式第6-2号)
- ②成長分野等人材育成支援奨励金申請額内訳(様式第7-3号)
- ③受給資格認定通知書(写)
- ④Off-JTの実施内容などを確認するための書類 (目的、内容、実施期間、場所などが分かる書類 [事前に対象者に配布したもの] やカリキュラムなど)
- ⑤Off-JTに要した経費などを確認するための書類
 - ◆事業所内でOff-JTを実施した場合
 - 外部講師(社外の者に限る)の謝金・手当(所得税控除前の金額)を支払ったことを確認するための書類 (講師の略歴、領収書 など)
 - 施設・設備の借上料を支払ったことを確認するための書類
 - 学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書・教材の購入・作成費を支払ったことを確認するための書類(品名、単価、数量を明記した領収書 など)
 - 訓練の受講者数を確認するための書類
 - ◆事業所外でOff-JTを実施した場合
 - 受講に際して必要となる入学料・受講料・教科書代などを支払ったことを証明するための書類(領収書、受講料の案内 など)
 - 訓練の受講者数を確認するための書類
- ⑥Off-JT実施状況報告(様式第7-4号)
- ⑦5ページの◆に掲げる書類のうち、受給資格認定申請時に提出していないもの

必要に応じて、その他の書類の提出または提示をしていただくことがありますので、ご協力をお願いします。



ご注意



- この奨励金は、1年以内の職業訓練終了後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書などの内容によっては、審査に時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 支給対象となる訓練経費に対して、他の助成金等を受けている場合は、この奨励金を受けることはできません。他の助成金の支給申請を行っている場合は、どちらか一方を選択していただくことになります。
- 不正受給は犯罪です。偽りその他不正行為により本来受けることのできない奨励金の支給を受け、または受けようとした場合、奨励金は不支給、または支給を取り消します。この場合、すでに支給した奨励金は、全部または一部の返還が必要です（年5%の利息を加算）。
- この奨励金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いいたします。また、関係書類については、5年間保管してください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または
ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。